

水道料金の算定

日本水道協会発行の

「水道料金算定要領」に基づいて算定

総括原価方式により算定

総括原価方式のイメージ

①営業費用 人件費, 動力費, 薬品費, 減価償却費 等	②資本費用 支払利息 資産維持費
水道料金 (= 総括原価)	③控除額 給水収益以外の営業収益

(水道料金 の 算定式)

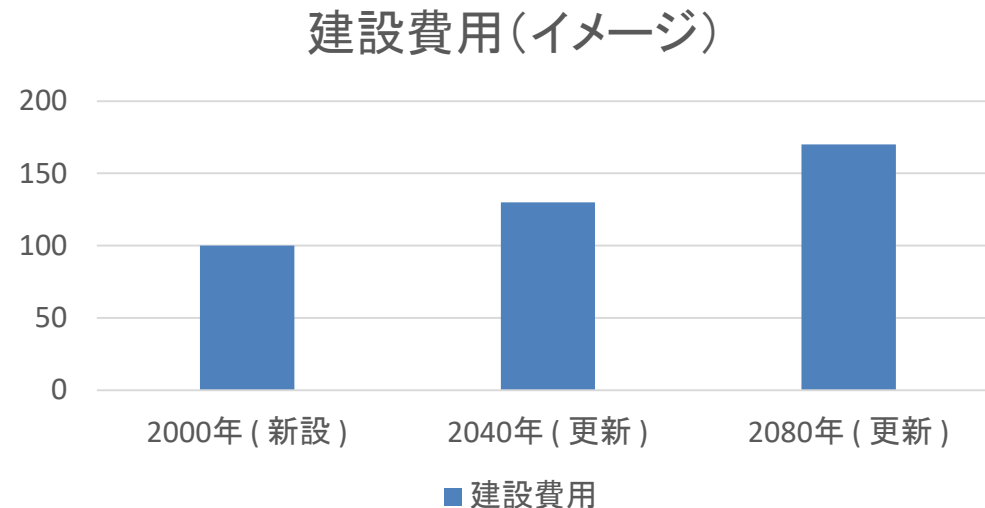
$$\text{① 営業費用} + \text{② 資本費用} - \text{③ 控除額}$$

資産維持費とは

水道料金算定要領によると 資産維持費 とは、

「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保されるべき金額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。」 とあります。

同じ資産を建設する場合でも、取得に必要な金額は年々上昇することが見込まれる



総括原価方式のイメージ

①営業費用 人件費, 動力費, 薬品費, 減価償却費 等	②資本費用 支払利息 資産維持費
水道料金 (= 総括原価)	③控除額 給水収益以外の営業収益

(水道料金 の 算定式)

$$\text{① 営業費用} + \text{② 資本費用} - \text{③ 控除額}$$

まとめ（ポイント）

- 水道料金の算定は「水道料金算定要領」によります
- 水道料金の額は、適切に算定された総括原価の額と一致するよう算定されます
- 総括原価は、「営業費用」と「資本費用」の合算額から給水収益以外の営業収益を差し引いたものです
- 水道事業では、計画的な更新のための原資とするため一定の利益を出しておく必要があります。